

法務省
印民

法務省民二第1106号

平成24年4月27日

法務局民事行政部長 殿

(福岡を除く。)

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

根抵当権の被担保債権の範囲について (通知)

標記について、別紙甲号のとおり福岡法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方
お取り計らい願います。



民
印

別紙乙号

法務省民二第1105号

平成24年4月27日

福岡法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

根抵当権の被担保債権の範囲について（回答）

本月13日付け不登第152号をもって照会のありました標記の件については、受理をして差し支えないものと考えます。

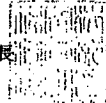
別紙甲号

不登第 152 号

平成24年4月13日

法務省民事局民事第二課長 殿

福岡法務局民事行政部長



根抵当権の被担保債権の範囲について（照会）

被担保債権の範囲を「銀行取引 手形債権 小切手債権 電子記録債権」とする根抵当権の設定の登記の申請は、受理をすることができると思いますが、いささか疑義がありますので、照会します。